

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [協働編]

No. 21

検討項目	協働の基本理念・原則
論点	<input type="checkbox"/> 協働の理念・原則について規定しますか。 <input type="checkbox"/> 協働の基本理念・原則を協働ルールブックをもとにどう規定しますか。

参考: 岩倉市の場合

岩倉市では、「協働」について、第3次総合計画（平成13年度）以前から取り組んでいます。この度、協働に関する条例の「協働の基本理念」を検討するにあたり、これまでの経緯も踏まえながら岩倉市自治基本条例や岩倉市市民協働ルールブックの規定も鑑みていく必要があります。

岩倉市自治基本条例の目的は、以下のようになっています（第1条）。

(目的)

第1条 この条例は、岩倉市における自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の責務等を明らかにし、**協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的と**します。

岩倉市自治基本条例の定義・原則では、「協働」について規定されています。

(定義)

第3条（略）

(3) **協働** 市民、議会及び執行機関が、主体的・自発的に共通の目的を達成するために、相互の立場、特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、共に考え、行動することです。

(自治の基本原則)

第4条 岩倉市における自治の基本となる原則は、次のとおりとします。

市民主体の原則	市民は、自治の担い手として、それぞれの個性、能力等を発揮し、自覚と責任を持って市民主体のまちづくりを推進します。
情報共有の原則	市民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。
協働の原則	市民、議会及び執行機関は、協働してまちづくりを推進します。
信頼の原則	市民、議会及び執行機関は、互いに尊重し合い、常に信頼関係を築くための努力をします。
信託による市政の原則	議会及び執行機関は、市民の意思を尊重し、市民からの信託に基づき市政を行います。

「自治の基本原則」のひとつに「協働の原則」があります。
「協働によるまちづくりの推進」は、岩倉市自治基本条例の目的であり、原則となっています。

○岩倉市自治基本条例第10条と第11条では、以下のように規定されています。

(市民参加と協働)

- 第10条 議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとします。
- 2 議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとします。
- 3 市民、議会及び執行機関は、市政及びまちづくりに当たり、互いの役割と責務の下に、対等な立場で連携し、協力するとともに、協働のための環境づくりに努めるものとします。**
- 4 前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

「第1・2項」は、市民参加の手続について述べられています。

「第3項」は、協働について述べられており、岩倉市市民協働ルールブックの「協働を進める上での基本原則（協働の心構え）」（※次ページ参照）にある「4. 対等性の原則」とリンクしています。

(市民自治活動)

- 第11条 市民は、それぞれの地域における地域団体による活動を通じて、市民自治活動の推進に努めるものとします。
- 2 市民は、市民活動団体による活動を通じ、それぞれの役割の下で、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めるものとします。
- 3 市民は、自治の担い手であることを自覚するとともに、地域団体及び市民活動団体の役割を認識し、これらを守り育てることに努めるものとします。
- 4 市民と議会及び執行機関は、市民が第1項及び第2項の活動を通じて地域課題を解決しようとする場合には、互いに補完し合うものとします。**
- 5 地域団体及び市民活動団体は、市民自治活動を推進するために、団体相互の連携及び協働に努めるものとします。**
- 6 議会及び執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。

「第1・2・3・6項」は、各主体の市民自治活動への取組への役割・責任について述べられています。

「第4項」は、市民自治活動における協働について述べられており、岩倉市市民協働ルールブックの「協働を進める上での基本原則（協働の心構え）」（※次ページ参照）にある「1. 補完性の原則」とリンクしています。

「第5項」は、行政相手だけでなく、団体どうしが共通の目的・目標に向かって活動していく趣旨での協働について述べられています。

○岩倉市自治基本条例（平成25年4月施行）に先んじて制定された、**岩倉市市民協働ルールブック**（平成23年2月作成）では、以下のように記述されています。

協働を進める上での基本原則（協働の心構え）

1. 補完性の原則	市民や行政には、それぞれ得意な分野と苦手な分野があります。協働による効果を最大限に生かすためには、それぞれの「役割」や「責任」を明確にし、足りない部分を相互に補完することが重要です。
2. 相互理解の原則	協働を進めていくときは、お互いの信頼関係が築かれていなくてはなりません。相互に価値観や行動原理が異なっても、お互いの「立場」や「特性」の違いを理解し、尊重し合うことが大切です。
3. 目的・目標共有の原則	協働するにあたり、それぞれの「目的」と「目標」が同じ方向を向いていなければ協働する意义がありません。そのため、まずは目的と目標を共有することが協働への第一歩と言えます。
4. 対等性の原則	「行政は市民活動団体等を下請け感覚で扱ってしまう」、「市民は行政に対して依然として依存や要望体質である」では今までと何ら変わりません。協働を進めていくときは、相互の自主性・自立性を尊重しつつ、お互いが共にまちづくりの主役であるという主体性を認め合い、対等なパートナーという関係のもとで協働に取り組むよう心掛ける必要があります。
5. 公開性の原則	複数の主体が共に考え、行動するためには、情報が公開・共有されていることが必要不可欠です。また、自分たちの地域を良くしていくためには、その事業に関わる人だけではなく、地域の方々の理解と共感、協力がなければうまくいきません。そのためにも協働を進めるときは、著作権や個人情報情報等の保護に十分配慮しながら、情報公開条例や個人情報保護条例の規定に則って、その事業のプロセスや結果などの情報を可能な限り公開し、誰にでもわかるよう「透明性」を保っていくことが大切です。これにより、新たな参画機会の拡充にもつながります。

以上のように、これまでの岩倉市の「協働」についての経緯を尊重した上で、「協働の基本理念・原則」を規定していく必要があります。

したがって・・・これまでの経緯から

「**協働の基本理念・原則**」については、次の事項を検討していきます。



- ① 協働ルールブック「協働を進める上での基本原則（協働の心構え）」にある5つの原則を基本的な考え方として条例に規定していくかどうか。
- ② 上記5つの原則に含めるべき事項、除くべき事項がないか。

※岩倉市自治基本条例には、「対等性の原則」と「補完性の原則」しか具体的には触れていませんが、協働に関する条例にはすべての原則に触れておくことも考え方のひとつです。

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [協働編]

No. 22

検討項目	協働の種類と協働推進上のポイント
論点	<input type="checkbox"/> 協働の段階（PDCA）について規定しますか。 <input type="checkbox"/> 協働の種類には、どのようなものがありますか。

参考：岩倉市の場合

岩倉市市民協働ルールブック（P12）では、市民活動団体等と行政との協働の段階について記述されています。

第3章「協働の種類と協働推進上のポイント」

3-1 から 3-3 は協働の場面での、PDCA について記述されたものです。

(注) PDCA とは、企画 (Plan) 実行 (Do) 評価 (Check) 改善 (Action) の手順を回すことで、業務が継続的に改善され、より洗練された事業としていくサイクルをいいます。

3-1 企画立案段階

まちづくりを進めていくための構想や計画、事業内容などを企画立案する際の協働です。具体的な手法としては、「間接的な参加」と「直接的な参加・参画」に大別されます。「間接的な参加」には、アンケートやヒアリング、パブリックコメントなどが含まれます。一方、「直接的な参加・参画」には、懇談会やフォーラムへの参加、審議会や委員会、研究会などへの参画などが含まれます。

3-2 事業・活動等の実施段階

3-3 評価・改善段階

協働事業を実施した後にその事業を的確に評価していくことは、次の事業展開に向けて改善していくために重要です。また、事業の透明性を確保していくためにも大切です。このため、市民活動団体等と行政の双方が事業の実施結果について評価・点検するような取組が必要です。

3-2 事業・活動等の実施段階の協働

実施段階での協働について記述されており、そこには行政と市民活動団体等との関わり方の割合や頻度によって、協働にも多様な種類があることが記述されています。

①事業委託

行政が責任をもって担うべき分野として考えられている領域において、市民や市民活動団体、地域団体などが有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取組やより良い市民サービスの提供を進めるため、事業の実施を委ねるものです。

②事業共催

市民や市民活動団体、地域団体、事業者、行政などが事業主体となって一つの事業を共同で実施する形態です。各主体がそれぞれの経験や人的ネットワークなどの資源を活用しながら、対等の立場で協議し、責任分担を明確にした上で実施します。

③補助・助成

市民活動団体や地域団体などが行う自発的・主体的な事業のうち、公益性の高い事業に対して、その団体の成長と自立や事業推進を促すために、行政が事業費の一部を補助・助成する形態です。

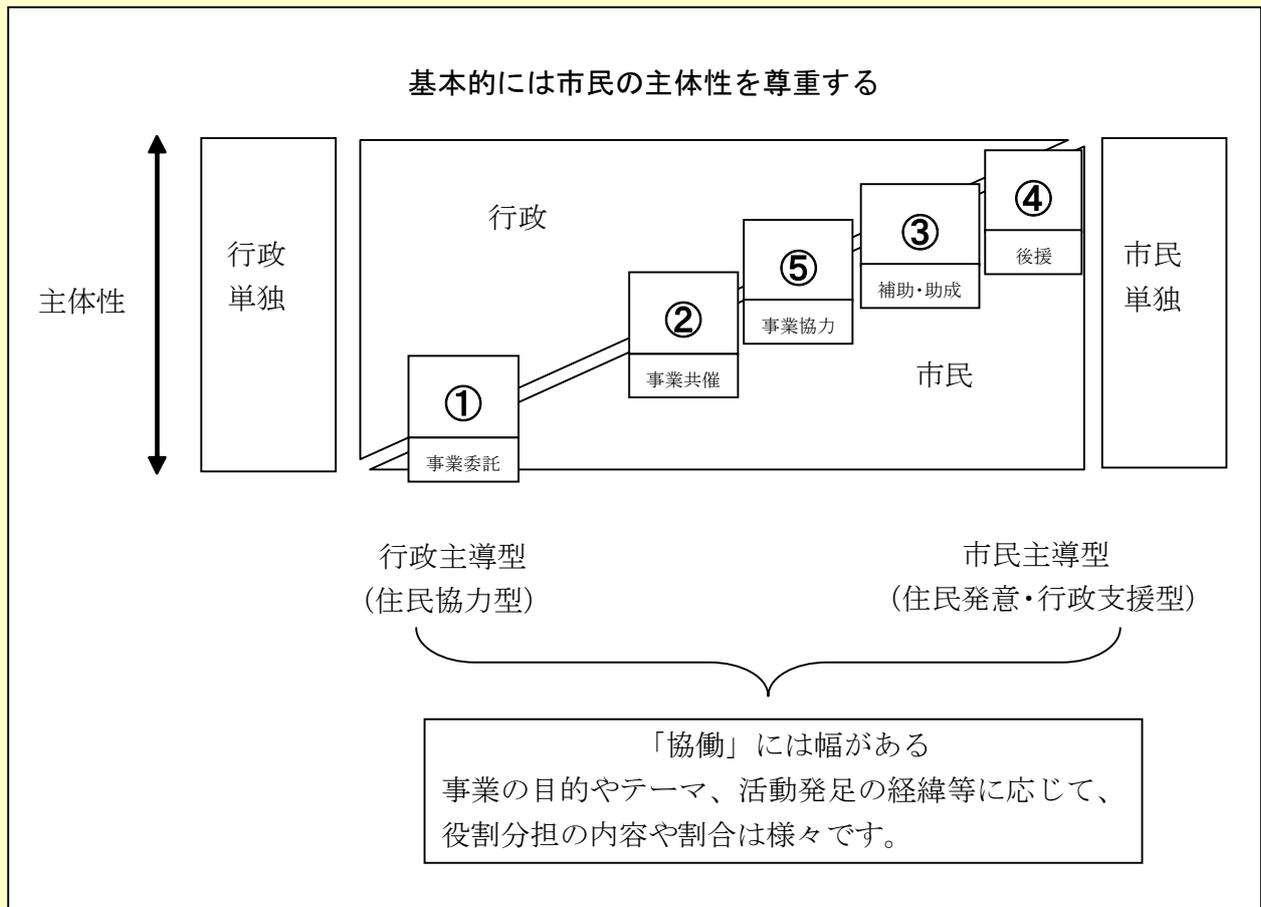
④後援

市民や市民活動団体、地域団体などが行う公益性の高い自主事業を行う際に、行政が名義使用の許可を行う（「後援」という形で名前を連ねる）ことによって後ろ盾となり、市民活動団体等が集客や資金集めなどを円滑に行えるよう信用を付与する協働の形態です。

⑤事業協力

行政と市民活動団体等が、同じ目的のもと役割分担を定めて協力関係を結ぶ協働の形態です。一方が主導的に実施する事業に対し他方が補完的に協力するものや、双方が対等の立場で進めるものなど、役割分担や協力内容によって様々な形があります。

イメージ図



上記の協働の種類について、まず条文として規定するかどうか検討が必要です。規定する場合は、すべてを記述するか、それ以外にも協働の種類はあるのではないかと検討が必要です。種類を列記するのか、文章としてまとめるのか表現の仕方も様々です。

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [協働編]

No. 23

検討項目	市民活動に対する支援
論点	<input type="checkbox"/> 公益的活動を実施する団体に対する財政的支援について規定しますか。 <input type="checkbox"/> 中間支援組織について規定しますか。 <input type="checkbox"/> 人材育成について規定しますか。 <input type="checkbox"/> 情報発信・共有について規定しますか。

参考:他の自治体では

市民が取り組む公益的活動等について、自治体が支援をすることを規定しています。

協働に必要なのは、市民活動を支援することだけでなく、福祉の向上やまちづくりへの貢献など公益的な目的のため、行政と一緒に活動や事業を展開していくことです。そのための支援措置として、市民活動団体へ情報提供、学習機会の保障、人材育成、活動拠点、財政的支援などを実施していくことを検討していきます。

◆財政的支援

市民活動団体の公益的活動の促進のため、基金等を設置し活動助成金を交付することで支援している自治体があります。

⇒岩倉市市民協働ルールブック第4章「協働のまちづくり推進のための制度や仕組みづくり 4-1 活動しやすい環境づくり」で以下のように述べられています。(P17)

2 市民活動助成制度の創設と運営

- 地域が抱える諸課題の解決を図り、又は市民の福祉向上やまちづくりに貢献するなどの市民活動団体が主体的に取り組むモデル的な事業について財政支援を行い、市民活動の活性化や拡充を図るための市民活動助成制度を創設します。
- 将来的には、行政からの提案型協働事業を検討します。
- 審査については、市民活動助成審査会を設置し、透明性を持って行うとともに、事業の実施状況等を評価しながら、審査のあり方や助成制度のあり方について見直しを検討します。

→「市民活動助成金制度」平成24年度～

初期支援、継続活動支援（3年）、イベント支援の3コースに対し、助成率と上限額を設定。審査会による書類審査とプレゼンテーション審査により決定。

◆中間支援組織

行政と市民活動団体との橋渡しをする中間支援組織の機能の設置を明記している自治体があります。協働パートナーとなる市民活動団体の育成や支援も設置の目的のひとつです。

○市民活動支援センター（犬山市）

- ①情報の収集と提供 ②支援と助成 ③普及啓発 ④調査研究
- ⑤人材育成・研修・交流 ⑥相談 ⑦その他

○活動の場の整備（神戸市）

- ①情報の受信・発信 ②活動支援 ③市民による地域に関する提案等の調整

⇒岩倉市市民協働ルールブック第4章「協働のまちづくり推進のための制度や仕組みづくり 4-1 活動しやすい環境づくり」で以下のように述べられています。(P17)

1 市民活動支援センター機能の充実

市民活動の状況がわかる市民活動支援センターとするために、以下の機能を充実します。

(1) 市民活動の活動拠点機能の充実

市民活動団体の活動に必要な場の提供や備品の整備など、活動拠点機能の充実を図ります。

(2) 情報受発信機能の充実

市民活動を行っていく上で必要な情報や市民活動団体の情報の収集と発信を行います。

(3) 相談コーディネート機能の充実

市民活動を行っていく上で必要な情報やアドバイスを行う相談機能、市民活動をしたい市民と市民活動団体とのマッチングを行う機能を充実します。

(4) 市民活動団体の交流機能の充実

気軽に活動の状況や市民活動の課題、地域の声などの情報を交換・共有でき、相互に連携した活動へと展開するきっかけとなる場を提供します。

→「市民活動支援センター」平成22年度～

市内のNPO法人に業務を委託。平成25年度にはプロポーザルを実施。

委託事項は下記のとおり。

- (1) 市民活動に関する相談、助言等
- (2) 市民活動を行う団体等の育成及び支援
- (3) 市民活動に関する情報の収集、提供、発信等
- (4) 市民活動に関する文書の作成その他の事務の補助
- (5) コンピュータ類の簡易な保守、維持、管理等

→「政策提案制度」を（仮称）岩倉市市民参加条例に規定する方向で検討中。

◆人材育成

協働のまちづくりを推進する上では、それぞれの立場において協働に携わる人材の育成が必要です。執行機関の職員、協働に取り組む市民、協働相手となる市民活動団体やNPO法人等についてどのように育成していくのか検討する必要があります。

○市民活動支援センターが行う事業に、人材育成・研修・交流を位置づけています。(犬山市)

○地域を支える人材を支援するための施策を講じ、地域における人材に対する評価及び表彰の制度の充実に努めることとしています。(神戸市)

⇒岩倉市市民協働ルールブック第4章「協働のまちづくり推進のための制度や仕組みづくり 4-3 協働を推進するための仕組みづくり」で以下のように述べられています。(P19)

3 協働に関する研修の実施

- 協働に対する理解と協働事業の推進を図るための職員研修を実施します。

→自治基本条例について、新入職員を対象に職員研修を実施。

参考:他の自治体では

◆情報の発信・共有

⇒岩倉市市民協働ルールブック第4章「協働のまちづくり推進のための制度や仕組みづくり 4-2 情報発信・共有の充実」で以下のように述べられています。(P18)

- 1 まちづくり交流会の開催
- 2 多様な媒体を活用した情報発信の充実
- 3 情報発信力の強化
- 4 公共施設における情報発信の充実

他の自治体の事例

	浜松市	岡山市	神戸市	志木市	犬山市	田原市	安城市	岩倉協働 ルールブック
財政的支援	○	—	○	—	○	○	—	○
活動の場の整備	—	—	○	—	○	○	—	○
人材育成	—	—	○	—	○	—	—	○
情報発信	—	—	—	—	—	—	—	○

参考:岩倉市の場合

○上記の他、岩倉市市民協働ルールブック第4章「協働のまちづくり推進のための制度や仕組みづくり 4-3 協働を推進するための仕組みづくり」では、以下のように記述しています。(P19)

3 自治基本条例等の制定

- 市民自治を実現するためのルールとなる自治基本条例の制定及び市民参加や市民協働等を推進するための各種個別条例の制定を検討します。

→平成25年度に自治基本条例を施行し、各種個別条例も策定中。

4 市民活動支援体制の充実

- 市民協働や市民活動を促進するための方策、市民活動支援センターのあり方などを総合的に検討・推進するための組織を設置します。
- 市民活動団体同士、あるいは、市民活動団体と行政との間のコミュニケーションを促進し、そこで出された意見等を市民協働や市民活動を促進するための方策等へ反映させるものとします。

→検討・推進組織は未設置。

→市民活動支援センター登録団体全体会として、月に一度、市民活動支援センターと登録団体、執行機関が意見交換のために集う会議を開催している。団体は、約20団体が定期的に出席。進行は、市民活動支援センターが実施。